

一般社団法人 北海道臨床心理士会 倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人北海道臨床心理士会（以下「本会」という。）定款第11条2項に基づき、本会会員（以下「会員」という。）である臨床心理士及び公認心理師に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

(目的)

第2条 本規程は、会員が行う臨床心理に関わる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

第3条 本会は、会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領を、別に定める。

(倫理委員会の設置)

第4条 本会は、第2条の目的のために、倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 非会員及び会員からの倫理に関する問い合わせへの対応（本会の事務局への助言等を含む）
- (2) 会員の倫理向上に向けての本会への提言
- (3) 本規程及び倫理綱領等の改廃に関する審議
- (4) 本会会長（以下「会長」という。）からの諮問に基づく倫理問題に関する審議、調査及び処遇案の答申
- (5) その他、会長及び理事会が必要と認める業務

(委員会の運営)

第6条 委員会は、本会委員会規則に基づいて運営を行う。また、適正な運営のために次の事項を定める。

- (1) 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- (2) 委員長が事故や疾患等によって職務を全うできない場合は、副委員長が委員長職務を代行して行う。
- (3) 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席あるいは助言を要請することができる。
- (4) 委員は自己についての事案又は自己と利害関係がある事案の場合、その審議、

調査及び議決に加わることはできない。

- (5) 委員の任期は一期2年とし、再任を妨げない。ただし、本会委員会規則によらず、引き続いて二期4年を超えての選出はこれを認めない。任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間とする。

(委員会の調査)

第7条 委員会は、本規程第5条4項に定める業務における事実確認のため必要と認められた場合は、調査を行うことができる。

2. 調査を行う委員（以下「調査委員」という。）は2名以上とする。
3. 調査委員は、原則として委員の中から委員長が指名する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、委員以外の会員の中から協力委員を任命して調査委員に充てることができる。この場合、調査委員のうち1名は委員とする。
4. 調査委員は、調査の結果を委員会に報告しなければならない。
5. 調査の手順については別に定める。

(委員会の報告)

第8条 委員会は会長より処遇案の答申を附託された日より起算して6ヶ月以内に、倫理違反の有無及び倫理違反が認められた場合は、処遇案を会長に答申しなければならない。ただし、事情により調査に期間を要する等の場合であって、会長が認めるときは期限を延長することができる。なお、延長した期限については別に定める。

2. 委員会は必要に応じて、職能関連諸団体の倫理担当部門と連絡調整するものとする。
3. 倫理違反が認められた場合に委員会が答申する処遇案は、注意、厳重注意、教育・研修の義務づけ、一定期間内の会員活動の停止、退会勧告及び本会定款第8条（1）に基づく除名、及びその他の事案に応じて適切と考えられる処遇内容の何れか、又はそのうちのいくつかを含むものとする。
4. 第1項に定めるもの以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告するものとする。

(処遇)

第9条 最終的な処遇の決定は、委員会より会長に答申された処遇案を基にして、本会理事会における議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。ただし、除名については、本会定款第8条により、総会の決議によって決定する。

2. 処遇の公表に関する判断およびその内容、方法及び期間は、理事会が決定する。

(改廃手続き)

第10条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、理事会における議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

附則 本規程は、2021年8月19日より施行する。